



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 労働法改正 (高齢者の雇用)

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 貸付金にかかる貸倒損失

NEWS1. (高齢者雇用安定法改正)

労働法改正の中から、高齢者雇用安定法の改正をご紹介します。施行は平成25年4月からです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

従来は、労使協定等で、基準を決めれば、再雇用する人を選ぶ事が出来ましたが、今後は希望者は全員65歳まで雇用をしなければならなくなります。ただし、以下の経過措置があり、実質的には65歳までの全員雇用の完全義務化は平成37年4月以降となります。

- | | |
|---------------------|-------|
| ①平成25年4月1日～28年3月31日 | 61歳以上 |
| ②平成28年4月1日～31年3月31日 | 62歳以上 |
| ③平成31年4月1日～34年3月31日 | 63歳以上 |
| ④平成34年4月1日～37年3月31日 | 64歳以上 |

2. 継続雇用制度の対象とされる企業の範囲の拡大

旧法では、継続雇用として雇用される会社は定年を迎えた会社および子会社となっていたが、今後はグループ企業まで拡大されます

3. 義務違反の企業名の公表規定導入

従来違反企業には罰則が無く、助言・指導・勧告止まりでしたが、企業名公表が導入されました。

本改正は年金の支給年齢引き上げにも関連しますが、若者の雇用とのバランスは非常に悩ましいものです。

NEWS2. (書籍の紹介)

(Amazon 内容紹介より)

人は経験で変わる!育つ! ディズニーが築き上げた「人を育てる」メソッド
東京ディズニーランドのスタッフは9割がアルバイト。
しかし、アルバイトでも最高のサービスを提供し、顧客満足度(CS)を高め、不況に負けないブランド価値を作り上げています。

それを支えるのがディズニー独自の徹底した人材教育です。

どんな人でも最高の人材に変える「しくみ」と「しかけ」とは?

ディズニーランドで多くの人材教育プログラムを手掛けた筆者がそのノウハウを紹介します。

部下、後輩、新入社員、正社員、派遣社員etc...

相手がどんな立場でも使えるコツとポイントを解説しながら、一般の会社でも活用できる「人を育てる」法則に迫ります。

東京ディズニーランドでゴミが放置されていないのはなぜでしょうか?

どんな会社でも活用できるディズニーの人材教育メソッドが公開されています。

9割がバイトでも
最高のスタッフに育つ

ディズニーの
教え方

権威文二郎



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS3. (税務)

Question

長びく不況の影響から貸付先が、連絡も取れなくなり、行方不明となりました。
当該貸付金を貸倒損失として、損金処理したいのですが、税務上の留意点等あれば教えてください。

Answer

現状貸倒損失は以下の場合に、損金算入が認められています。

- ① 法律的に債権が消滅した場合 (基本通達9-6-1)
- ② 事実上債権の全額が回収不能の場合 (基本通達9-6-2)
- ③ 売上債権が形式上の貸倒れに該当した場合 (基本通達9-6-3)

そして、今回の事例では、対象金額、損金算入時期、根拠資料にご留意頂く必要があります。
詳細は以下の解説をご参照下さい。



【解説】

< 事実上の債権の貸倒れ (基本通達9-6-2) >

基本通達において、事実上の債権の貸倒れとは、「債務者の資産状況、支払能力等からその全額の回収ができないことが明らかになった場合には、貸倒れとして損金経理することができる。」とされています。

しかし、「資産状況、支払能力等からその全額の回収ができないことが明らかになった場合」について、具体的な例示は示されていないため、どのような場合が当該通達に該当するかは、各事例に応じ総合的に判断されることとなります。

< 留意点の解説 >

1. 対象金額及び損金算入時期

事実上の債権の貸倒の場合、損金算入の対象金額は債権の全額となり、回収できないことが明らかとなった事業年度に、損金算入することになります。(貸付金の一部の金額についてのみ損金とすることはできません。)

2. 根拠資料

当該通達を適用する場合、事実上の貸倒れに該当することを、ある程度合理的に立証できる資料等を保存する必要があります。

これは、通常、課税処分における立証責任は、原則課税庁側にあるとされますが、以下の判例のように、貸倒損失については、納税者側にも一定の立証責任があるとされています。そこで、当該通達を適用する場合には、回収不能に至るまでの経緯、回収努力、その他の判断の根拠等を残しておくことにご留意ください。

(平成6年8月29日仙台地裁判決)

「貸倒損失の内容を熟知し、これに関する書類も被課税者が保持しているのが一般的であるから、被課税者において貸倒損失となる債権の主要原因、内容、帰属及び回収不能の事実等について、具体的に特定して主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足りる立証を行わない限り、事実上その不存在が推定されるものと解するのが相当である。」

根拠条文等

法人税基本通達9-6-1.9-6-2.9-6-3

平成6年8月29日仙台地裁判決

貸倒損失と回収不能の立証 小畑孝雄 会計監査ジャーナル日本公認会計士協会出版局

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850